

## 残骨灰売渡仕様書

### 1. 目的

残骨灰に含まれる資源物（有価金属等）を再資源化するため、買受者（以下「乙」）は、さくら斎場から発生する残骨灰を回収し、「残骨」、「資源物」、「廃棄物」等、必要な分別を行った上で、それぞれ関連法令に基づき適正な処理を行い、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合（以下「甲」という。）にその報告を行うとともに、引渡しを受けた火葬件数 に応じた金額を甲に支払う。

### 2. 売渡物件及び予定数量

#### （1）売渡物件

履行期間にさくら斎場の火葬炉から発生する全ての残骨灰とする。

#### （2）予定数量 火葬件数 3, 690 件（12歳以上の火葬件数のみ）

※1 予定数量であり火葬実績に応じて変動する。

### 3. 契約方法 単価契約（単位 円/件）

### 4. 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（12ヶ月間）

### 5. 残骨灰保管場所及び引渡場所

千葉県佐倉市大蛇町790番地4 さくら斎場

### 6. 火葬炉の形式等

#### （1）火葬炉の形式 寝棺型台車式 8基（火葬炉メーカー：榊宮本工業所）

#### （2）集塵機 電気集塵機 4基

### 7. 売渡物件の処理等

#### （1）売渡物件の分別

乙は、売渡物件について、「残骨」、「資源物」、「廃棄物」等、必要な分別を行った上で、それぞれ関連法令に基づき適正な処理を行うものとする。

#### （2）残骨の埋葬

乙は、「残骨」について、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」の趣旨に従い、礼節をもって適切に埋葬供養するものとする。埋葬地は、日本国内の墓地または納骨堂とし、乙の責任のもとに確保するものとする。

#### （3）資源物の処理

乙は、「資源物」については、適正に再資源化するものとする。

(4) 「廃棄物」の処理

乙は、「廃棄物」については、「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成12年3月）」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」等の関係法令を遵守し、適正に処理するものとする。

8. 売渡金の納入

売渡契約締結後、甲は当該2か月ごとに次の納入金額を請求するものとし、乙は請求書を受領した日から支払期限までに、納入するものとする。

納入金額＝当該2か月の12歳以上の火葬実績件数×契約単価×1.1（消費税率）

9. 売渡物件の引渡

(1) 引渡日時

- ①原則として、2か月に1回行うものとする。
- ②引渡日時は、甲と事前に打ち合わせをし、決定するものとする。

(2) 引渡方法

- ①乙は、契約期間中、残骨灰保管場所に空のドラム缶（JIS規格 200L 鋼製ドラム缶 オープンタイプ チャイムの外径500mm以上）を10本程度設置するものとする。また、契約締結後は速やかに空のドラム缶を設置するものとする。
- ②乙は、「2. 売渡物件及び予定数量及び4. 履行期間」に定める売渡物件のうち、甲が受渡を求める全ての物件を引受けるものとする。
- ③乙は、甲が指定した者の立会いのもと、残骨灰を保管したドラム缶等と空のドラム缶等を交換することで引渡を受けるものとする。なお、最後の受渡はドラム缶の交換は不要とする。
- ④運搬車両は、引渡場所まで進入可能な車両（4トントラック以下）とする。
- ⑤乙は、運搬時における残骨灰の飛散防止対策をするものとする。
- ⑥乙、関係者、第三者等は、売渡物の品質等について、甲に対して異議を申し立てることは一切認めないものとする。

- (3) 受渡の際、乙は受領した残骨灰のドラム缶の数量等を記載した書面を甲に提出するものとする。書面は任意様式とする。

#### 10. 契約締結後、14日以内に提出する書類

- (1) 業務責任者・業務従事者・残骨灰運搬車両について記載した書面
- (2) 売渡物件の分別・処理・再資源化を行う施設の概要が分かる書面
- (3) 本売渡契約に係る残骨を埋葬する墓地または納骨堂の概要及び乙が同墓地等に埋葬することができることを示す書面（契約書、協定書、永代供養の証等）の写し
- (4) 上記（1）から（3）の書面は任意様式とする。

#### 11. 売渡物件の処理報告

乙は、「売渡物件の処理報告書（様式1）」に必要事項を記載し、代表者印を押印のうえ、引渡を受けた回毎に甲に提出するものとする。また、同報告書には、売渡物件の処理状況の分かる写真を添付するものとする。

なお、廃棄物の処理については、マニフェストの写し等を添えて、適正に処理したことを別途報告すること。

#### 12. 調査等

甲は、必要に応じて契約に定める履行状況について調査することができる。

#### 13. 引渡諸経費

売渡物件の引渡にかかる諸経費は、すべて乙の負担とする。

#### 14. 責任事項

売渡物件の引渡後に損害（第三者に及ぼした損害も含む）が生じたときは、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

#### 15. 機密保持

乙は、この契約に関連して、業務上知り得た機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、甲の文書による許諾を得なければならない。

#### 16. その他

- (1) 乙は、この契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、またはその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて乙の負担とする。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙双方で協議する。

## 売渡物件の処理報告書

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合  
管理者 西田 三十五 様

所在地：  
会社名：  
代表者：

令和 年 月分 ( 回目)

分別	分別後の数量	備考欄
残骨	g	
金	g	
銀	g	
パラジウム	g	
資源物 (その他)	g	
廃棄物	g	
合計	g	

※その他記入欄が不足する場合は適宜追加すること